

富裕層がシンガポールに移住する理由

現在では一時期ほどではありませんが、出国税（保有株式の評価益に対して、海外に居住地を移動する際に課税を行う）の導入前に、富裕層がシ

ンガポールに居住地を移した時期がありました。次のケースを例に、検討してみたいと思います。

（単位：SG\$シンガポールドル）

	2018年	2019年
給与所得	414,000	415,200
所得控除	1,000	6,000
課税所得	413,000	409,200
税額 最初の32万SG\$	44,550	44,550
32万SG\$超過部分（22%）	20,460	19,624
リベート（50% 上限200SG\$）	△ 200	
税額トータル	64,810	64,174
実行税率	15.65%	15.45%

ンガポールでは55歳以上になると、所得控除の金額が5,000ドル増加します。

また年度によりリベートと称し、税額の一部を払い戻す制度があり、本ケースでは2018年度分の所得税に対しては、税額の50%を払い戻していました（但し上限が200SG\$）。

また最近税率が上がりましたが、居住者の最高税率は22%です。

このケースでは、2018年度は33,120,000円、2019年度は33,216,000円（1SD\$=80円とする）と、かなりの所得を得ながら実行税率は15%~16%の間です。

日本法人の代表者も兼ねており、日本法人からの役員報酬も、かなりの額を得ている場合も多いと思います。仮に日本での役員報酬が50,000,000円とすると、日本非居住者の場合はその報酬に対しては、日本で20.42%の源泉税が課されます。

2019年度の例で言えば、シンガポールと日本での報酬の合計額に対する課税額は、 $64,174SG\$ \times 80円 + 50,000,000円 \times 20.42\% = 15,343,920円$ となります。

一方、日本居住者として、シンガポールと日本から同額の所得を得た場合、まずシンガポールでの税額は同額です。（居住者のテーブルで実行税率が15%以上の場合はこちらを採用、15%未満の

場合は、一律15%）

なお、日本では全世界所得である415,200SG\$ $\times 80円 + 50,000,000円 = 83,216,000円$ に対して課税がなされ、シンガポールでの納税分につき外国税額控除を受けることになります。

結果的に両国での合計額は、日本での納税額（外国税額控除前）とほぼ一致します。

例えば妻と16歳以上の子供を扶養する場合、給与所得控除、社会保険料、扶養控除を差引き、課税所得が大体78,508,000円となります。その場合所得税+復興特別税が31,173,700円、住民税が7,863,200円となり、合計39,036,900円となります。

従って日本居住の場合には、納税額は約2倍となります。

また保有する株式をシンガポールで売却し、売却益が発生しても非課税ですし、預金利息は非課税です。

最も所得税だけを考えれば、これよりも税率が低い国は沢山ありますが、居住地として日本人が住み続けることが出来る国としてシンガポールは生活環境も整っています。

このような理由からシンガポールに移住する富裕層が多いと思われます。